

---

---

## 第2次

大口町地球温暖化対策

実行計画(事務事業編)

～大口町エコチャレンジ・プラン～

---

---

平成 30 年 4 月

大 口 町

## 目次

<b>第1章</b>	<b>背景</b> .....	1
1-1	地球温暖化問題に関する国内外の動向 .....	1
1-2	事務事業編の基本方針 .....	3
<b>第2章</b>	<b>計画改定の趣旨</b> .....	4
2-1	これまでの策定、改定の経緯及び旧計画の概要 .....	4
2-2	温室効果ガス総排出量の算定範囲及び算定方法 .....	4
2-3	温室効果ガス総排出量の推移及び内訳 .....	4
2-5	第1次計画の取組の実施状況及び目標達成状況 .....	5
2-6	計画改定の方針 .....	6
<b>第3章</b>	<b>計画の基本事項</b> .....	7
3-1	目的 .....	7
3-2	計画期間、見直し予定時期 .....	7
3-3	対象範囲 .....	7
3-4	対象とする温室効果ガス .....	7
3-5	上位計画や関連計画との位置付け .....	7
<b>第4章</b>	<b>温室効果ガス排出量の目標</b> .....	9
4-1	方針 .....	9
4-2	基準年度 .....	9
4-3	目標 .....	10
<b>第5章</b>	<b>取組内容</b> .....	12
5-1	取組の基本方針 .....	12
5-2	具体的な取組内容 .....	12
<b>第6章</b>	<b>事務事業編の進捗管理の仕組み</b> .....	15
6-1	推進体制 .....	15
6-2	点検・評価・見直し方法 .....	16
6-3	公表の体制及び手続方法 .....	18

## 第1章 背景

### 1-1 地球温暖化問題に関する国内外の動向

「地球温暖化」は、人間の産業活動等により排出される二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスの増加により、海水面の上昇、異常気象の増加及び生態系への影響等が懸念されており、日本国内だけでなく世界中での対応が求められています。

#### （1）海外の地球温暖化対策に係る動き

平成 27 年（2015 年）11 月～12 月にフランスのパリにおいて気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)が開催され、全ての国が参加し、公平かつ実効的な枠組みとなる「パリ協定」が採択され、平成 28 年（2016 年）11 月には「パリ協定」が発効されました。平成 29 年（2017 年）11 月には、気候変動枠組条約第 23 回締約国会議(COP23)において「パリ協定」の実施指針作成に向けた合意文書等が採択されました。

#### （2）国の政策動向

日本国内では、「パリ協定」等を踏まえ「地球温暖化対策計画」が閣議決定され(平成 28 年（2016 年）5 月)、以下の目標が定められました。

- ・平成 42 年度(2030 年度)に温室効果ガス排出量を平成 25 年度(2013 年度)比 26.0%減(中期目標)
- ・役場等の事務事業である業務部門では、平成 42 年度(2030 年度)に温室効果ガス排出量を平成 25 年度(2013 年度)比 40%削減
- ・都道府県及び市町村は、本計画に即して、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定・実施

#### （3）愛知県の政策動向

愛知県では、「あいち地球温暖化防止戦略」を平成 17 年（2005 年）1 月に策定しましたが、これを見直し、平成 24 年（2012 年）2 月に策定した「あいち地球温暖化防止戦略 2020」において、以下の目標が定められました。

- ・平成 32 年度(2020 年度)に温室効果ガス排出量を平成 2 年度(1990 年度)比 15%減
- ・役場等の事務事業である業務部門では、平成 32 年度(2020 年度)に温室効果ガス排出量を平成 2 年度(1990 年度)比 15%削減

## （４）大口市のこれまでの取組

大口市では、平成 28 年 3 月に「第 1 次大口市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(以下、「第 1 次計画」という。)及び「大口市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、役場や保育園等の公共施設における緑のカーテンの設置による省エネルギー対策の推進、クールビズ等、地球温暖化防止に向けた行動を行っています。

＜近年の地球温暖化問題をめぐる動向＞		
平成 24 年 (2012 年) 2 月	あいち地球温暖化防止 戦略 2020 (愛知県)	平成 32 年度 (2020 年度) に温室効果ガス排出量を平成 2 年度 (1990 年度) 比で 15%削減することを目指す
平成 27 年 (2015 年) 7 月	日本の約束草案 (日本)	平成 42 年度 (2030 年度) までに温室効果ガス排出量を平成 25 年度 (2013 年度) 比で 26%削減することをめざす
平成 27 年 (2015 年) 12 月	パリ協定 (国際条約) 採択	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃やすと大量の CO<sub>2</sub>を排出する化石燃料から、CO<sub>2</sub>をほとんど排出しない自然エネルギーに転換することにより、エネルギー利用による世界の温室効果ガス排出を実質ゼロにすることをめざす</li> <li>・平成 17 年 (2005 年) に発効した京都議定書に続く温暖化対策の国際合意で、先進国に加え、途上国が温暖化ガス排出抑制に取り組む枠組みは初めてとなる</li> </ul>
平成 28 年 (2016 年) 3 月	大口市地球温暖化対策 実行計画(区域施策編)	<p>「あいち地球温暖化防止戦略 2020」(愛知県) の削減目標と同じ目標を設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 32 年度(2020 年度)に温室効果ガス排出量を平成 2 年度(1990 年度)比 15%減</li> <li>・役場等の事務事業である業務部門では、平成 32 年度(2020 年度)に温室効果ガス排出量を平成 2 年度(1990 年度)比 15%削減</li> </ul>
平成 28 年 (2016 年) 5 月	地球温暖化対策計画 (日本)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「業務その他部門」平成 42 年度(2030 年度)までに温室効果ガス排出量を平成 25 年度(2013 年度)比で 4 割削減することをめざす</li> <li>・平成 60 年度 (2050 年度) までに温室効果ガス排出量を平成 25 年度 (2013 年度) 比で 80%削減することをめざす</li> </ul>
平成 28 年 (2016 年) 11 月	パリ協定 (国際条約) 発効	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年 (2015 年) 12 月に採択されたパリ協定が発効されたことにより、世界が一丸となって地球温暖化対策に取り組むこととなった</li> </ul>

## 1-2 事務事業編の基本方針

### （１）事務事業編の法的位置づけ

第２次大口町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下、「第２次計画」という。）は、「第７次 大口町総合計画」（平成 28 年 5 月）を上位計画とし、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年 法第 117 号、最終改正：平成 28 年 5 月 法第 50 号）（以下、「温対法」という。）及び「地球温暖化対策計画」（平成 28 年 5 月 閣議決定）に基づき策定します。

### （２）大口町における上位計画との関係

第２次計画は、「あいち地球温暖化防止戦略 2020」（平成 24 年 2 月、愛知県）、「大口町公共施設等総合管理計画」（平成 29 年 3 月）、「丹羽広域事務組合地域水道ビジョン」（平成 21 年 3 月、丹羽広域事務組合）等と連携・整合を取りつつ策定します。

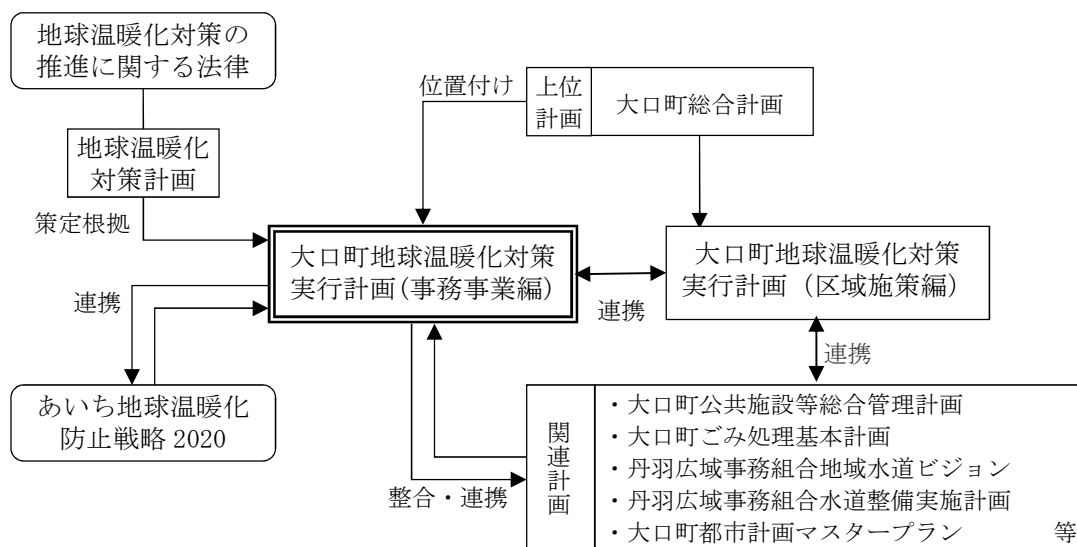


図-1 大口町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の位置づけ

## 第2章 計画改定の趣旨

### 2-1 これまでの策定、改定の経緯及び旧計画の概要

大口市では、温対法に基づき、市内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、第1次計画を策定し、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）の5年間を計画期間とし、取組を推進してきました。

### 2-2 温室効果ガス総排出量の算定範囲及び算定方法

第1次計画の範囲は、大口市の全ての事務事業の執行に関するものとし、温室効果ガスの種類は、温対法第2条第3項に定められている温室効果ガス（7種類）のうち、第1次計画では排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を対象としました。

算定方法は、エネルギー使用量に各CO<sub>2</sub>排出係数を乗じる方法により、排出係数は前年度実績値としました。

### 2-3 温室効果ガス総排出量の推移及び内訳

温室効果ガス総排出量は、図-2に示すとおり、平成25年度（2013年度）の3,048t-CO<sub>2</sub>に対し、平成28年度（2016年度）には、25%減少の2,290t-CO<sub>2</sub>でした。減少は、電気の使用に伴うもので、排出係数が小さな新電力に平成25年（2013年）6月に変更したことが大きく影響していると考えられます。

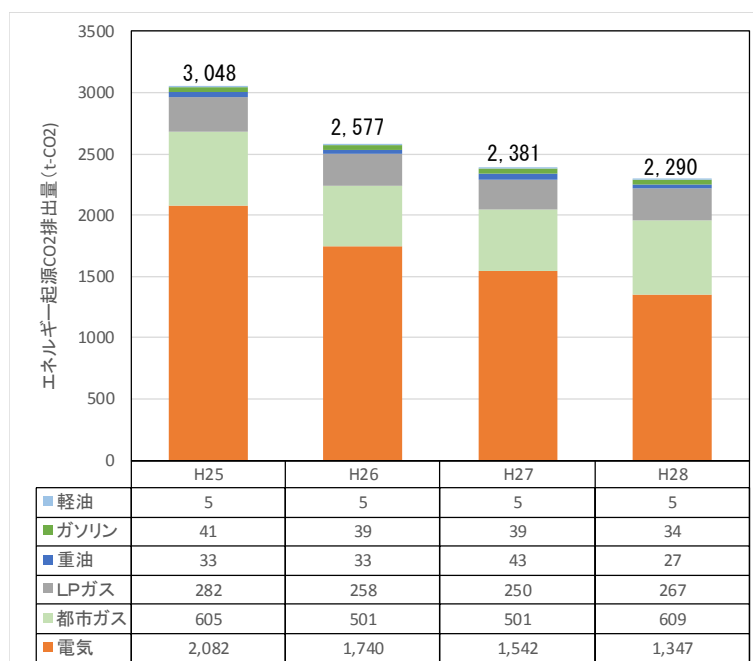


図-2 エネルギー起源のCO<sub>2</sub>排出量（エネルギー種別）

また、組織区分毎にみると、管理施設の稼働時間が長く、かつ電気使用量が大きい学校施設や生涯学習関連施設、庁舎等で大きく減少しています。

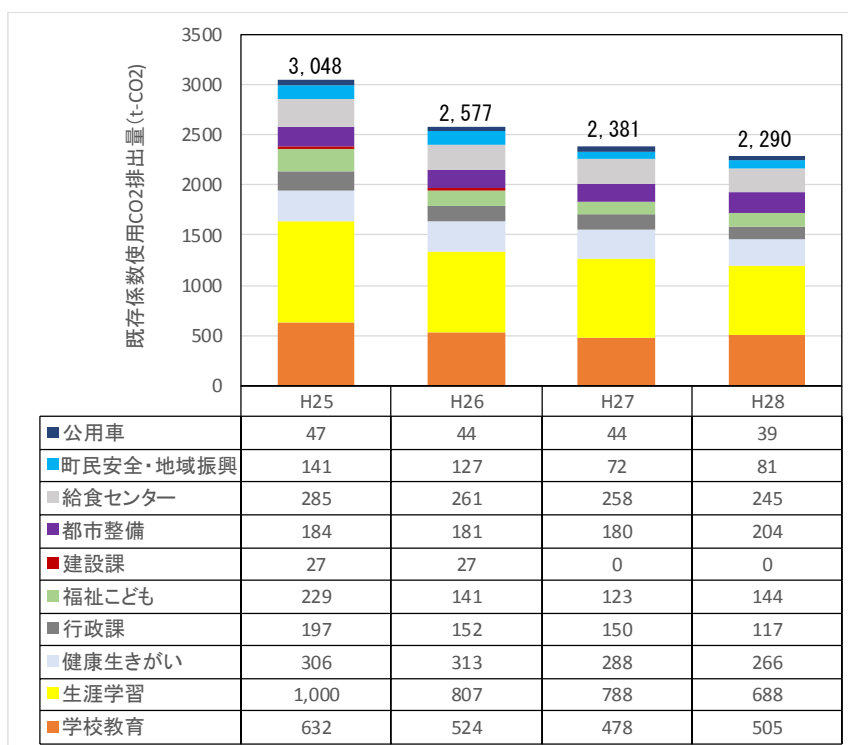


図-3 組織区分毎のエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量

## 2-5 第1次計画の取組の実施状況及び目標達成状況

第1次計画に基づき、平成28～29年度には電気の使用に関する日々の省エネの取組や、物品購入の際の環境配慮、用紙類の節約、公用車使用の配慮、資源化・リサイクルに係る取組等を実施するとともに、庁舎等の設備・機器や公用車の管理・運用等において、環境配慮に取り組んできました。

第1次計画では、平成26年度（2014年度）を基準年度とし、平成32年度（2020年度）に3%削減を目標に掲げました。建築物のエネルギー起源の温室効果ガス排出量をみると、平成27年度（2015年度）及び28年度（2016年度）には、それぞれ基準年度比で-7.6%、-11.1%を達成しました。

表-1 目標達成状況（エネルギー起源の温室効果ガス排出量）

年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	...	H32 (2020)
CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	3,048	2,577	2,381	2,290	...	2,500
目標 達成状況	-	基準年	▲7.6%	▲11.1%	H26比 ▲3%	

注1：建築物のエネルギー使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量のみ

注2：平成32年度のCO<sub>2</sub>排出量は平成26年度CO<sub>2</sub>排出量及び旧計画目標から算出した。

第1次計画の取組に対する評価をまとめた結果を表-2に示します。取組の成果としては、職員一人一人の日々の省エネの取組に加え、環境負荷低減のための機器導入、設備改修等の成果として、温室効果ガス排出量は平成28年度に基準年度（平成26年度（2014年度））比で11.1%削減となりました。

表-2 第1次計画の取組に対する評価

項目		取組に対する評価
推進した取組	日常業務に関する取組	・照明の on/off をこまめに実施するなど、日常業務における省エネの取組が徹底実施した。
	庁舎・施設管理所属職員等の取組	・人感センサー、節水器具導入等、環境負荷低減のための機器を一部導入した。 ・平成26～28年度に省エネタイプのLED照明器具に一部改修した。
温室効果ガス排出量		・平成26年度（2014年度）比で平成28年度（2016年度）は11.1%削減が達成できた。

## 2-6 計画改定の方針

平成28年度（2016年度）の「パリ協定」及び「地球温暖化対策計画」の閣議決定を踏まえ、役場等の事務事業である業務部門では、平成42年度（2030年度）に温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比40%削減が目標に掲げられ、地方公共団体にも、率先した行動が求められています。

第1次計画では、平成32年度（2020年度）に平成26年度比で3%削減という目標を掲げたところですが、このような国全体の動向や、平成28年度（2016年度）の達成状況等を踏まえ、今後は更なる高い削減目標を掲げ、地球温暖化対策に取り組む必要があります。そこで、公共施設の大規模改修等の機会と併せた設備改修等について検討を行い、「第2次大口市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」として目標等の見直しを行いました。

なお、見直しに際し、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）（ver1.0）」（平成29年3月、環境省）（以下、「環境省マニュアル」とします。）に基づき、電力の排出係数は当該年度の排出係数を用いることとしました。



## 第3章 計画の基本事項

### 3-1 目的

大口町では、温対法に基づき、庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、第2次計画を策定し、取組を推進していきます。

#### 温対法第21条（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとする。

### 3-2 計画期間、見直し予定時期

平成30年度(2018年度)から平成42年度(2030年度)の12年間を計画期間とし、第2次計画の基準年度は平成25年度(2013年度)とします。

### 3-3 対象範囲

第2次計画の対象範囲は、大口町の全事業拠点の事務及び事業とします（資料編参照）。

### 3-4 対象とする温室効果ガス

温対法の対象とする7つの温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を対象として取組を推進していきます。

### 3-5 上位計画や関連計画との位置付け

本町では、地球温暖化防止対策の一環として、町内の防災拠点となる主要施設における再生可能エネルギー（太陽光発電システムや蓄電池）の導入を行い、災害時の利用はもとより、日常のCO<sub>2</sub>削減に取り組んできました。

また、2015年度（平成27年度）に温対法に基づき、地球温暖化防止対策を進めるための具体的行動指針を示した、大口町地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）を策定し、町内全域における温室効果ガスの削減に本格的に取り組み始めました。

「第7次 大口町総合計画 2016-2025」（平成28年5月）及び大口町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（平成28年3月）では、次の表に示す目標値を掲げ、地球温暖化対策を行ってきました。

表-3 第7次大口町総合計画における環境負荷の少ない地域社会の形成のための現状と目標値

計画名称	基本成果指標	現状値	目標値	
		平成 26 年度 (2014 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
第 7 次 大口町 総合計画	暮らしの中で二酸化炭素排出削減に取り組んでいる割合	50.0%	55%	60%

計画名称	基本成果指標	目標値		
		平成 32 年度 (2020 年度)	平成 42 年度 (2030 年度)	平成 62 年度 (2050 年度)
大口町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	町域全体の温室効果ガス削減量（平成 25 年度比）	短期目標 (-12%)	中期目標 12%	長期目標 61%

第2次計画は、温対法第21条第1項に基づき策定するものですが、上記の第7次大口町総合計画の方針に則りながら、大口町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と相互に連携しながら遂行していく計画です。

その他、第2次計画を策定・遂行するにあたり、本町の以下の関連計画と整合を図りつつ、連携し実施していきます。

表-4 第2次計画と関連する本町の計画等

計画名称	整合・連携の視点
大口町公共施設等総合管理計画	公共施設の統廃合などの将来計画について整合を図り、本計画の目標設定に反映した。
大口町ごみ処理基本計画	ごみ処理量などの将来計画について整合を図った。
丹羽広域事務組合地域水道ビジョン	水道整備の方針等を踏まえ本計画を策定した。
丹羽広域事務組合水道整備実施計画	水道整備の方針等を踏まえ本計画を策定した。
大口町都市計画マスタープラン	交通施策や都市整備に関する方針等を踏まえ本計画を策定した。

## 第4章 温室効果ガス排出量の目標

### 4-1 方針

温室効果ガス排出量の目標は、国の地球温暖化対策計画における目標「役場等の事務事業である業務部門では、平成 42 年度(2030 年度)に温室効果ガス排出量を平成 25 年度(2013 年度)比 40%削減」と同等以上の目標を目指し、以下の削減量推計を行い、検討を行いました。

#### (1) 公共施設の設備更新／運用改善による削減量

「大口町公共施設等総合管理計画」（平成 29 年 3 月）で掲げられた公共施設の統廃合等の方針を踏まえ、表-5 に示す計画的な設備更新が行われるとしました。

建物用途毎の削減量は、町内の公共施設 4 施設の省エネ診断結果から得られた削減率を建築物の用途毎に水平展開し、将来の公共施設の設備更新及び運用による削減量を推計しました。

表-5 削減量の推計に用いた公共施設の設備更新計画の概要

分類	対策内容
設備改修	照明の LED 化、高効率化
	熱源設備の高効率化
	空調システムの変更
	コージェネレーションシステムの導入
	低損失変圧器の採用
	BEMS の導入
運用改善	空調室内温度の緩和
	外気導入量の調整

#### (2) 公用車の燃費改善等に伴う削減量

その他、将来の次世代自動車の普及、燃費向上等を踏まえ、公用車の燃料使用削減に伴う削減量を推計しました。

これらの将来の削減量を踏まえ、目標設定を行いました。なお、基準年である平成 25 年度（2013 年度）の排出量は、環境省マニュアルに基づき当該年度の電力の排出係数を用い算出しています。

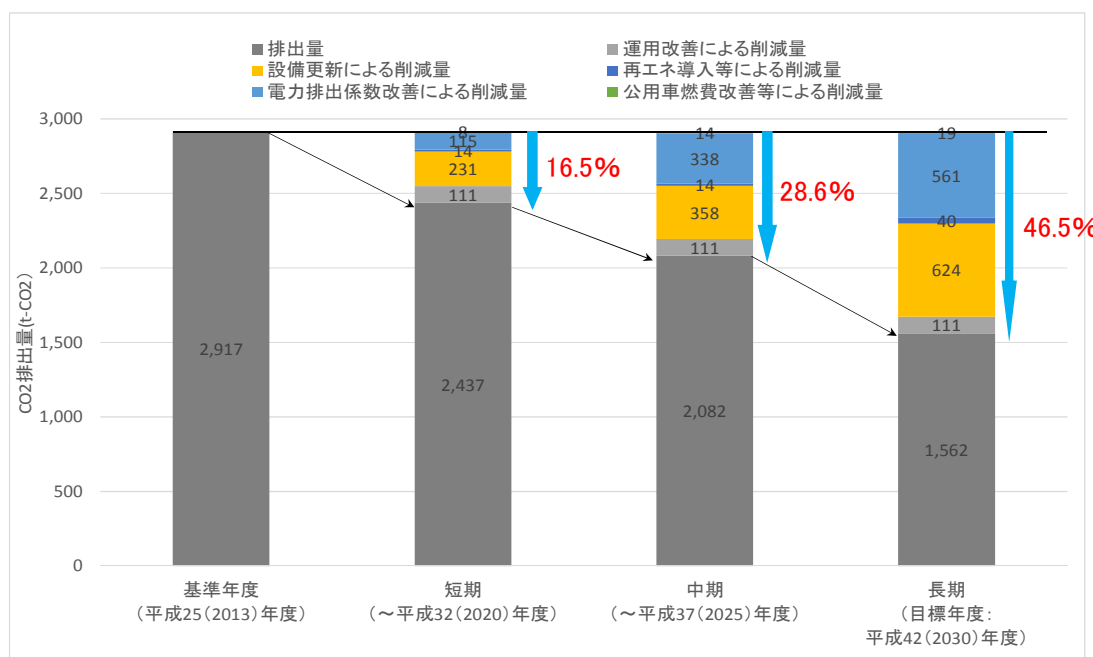
### 4-2 基準年度

基準年度は、国の「地球温暖化対策計画」に合わせて平成 25 年度（2013 年度）としました。

### 4-3 目標

#### (1) 削減量推計

公共施設の設備更新／運用改善及び公用車の燃費改善等に伴う削減量推計を行った結果、以下のとおり、平成 42 年度（2030 年度）に公共施設の設備更新及び運用改善、再生可能エネルギーの導入、電力の排出係数改善及び公用車の燃費改善により、**平成 25 年度（2013 年度）比で約 44%の削減が見込**まれました。



注：基準年度（平成 25 年度（2013 年度））の排出量は、平成 25 年度（2013 年度）の電力の排出係数を用いています。

図-3 削減量の推移

表-6 削減量と各取組の削減率

区分		基準年度 (平成 25 年 度(2013 年 度))	短期 (~平成 32 年度(2020 年 度))	中期 (~平成 37 年 度(2025 年度))	長期 (目標年度： 平成 42 年 度(2030 年度))	削減率 (%)
削減 量	運用改善	0	111	111	111	3.8%
	設備更新	0	231	358	624	21.4%
	再エネ導入等	0	14	14	40	1.4%
	電力排出係数改善	0	115	338	561	19.2%
	公用車燃費改善	0	8	14	19	0.7%
	計	0	480	835	1,355	46.5%
排出量(t-CO <sub>2</sub> )		2,917	2,437	2,082	1,562	-
削減率 (%)		-	16.5%	28.6%	46.5%	-

このうち、設備更新による削減率は約 19%を占めており、計画的な設備更新により、確実な省エネ対策が期待できます。

以上を踏まえ、短期・中期・長期の削減目標を、以下のとおりとしました。

**【温室効果ガスの総排出量の削減目標】**

平成 25（2013）年度比で

短期 平成 32 年度（2020 年度）に 15%削減

中期 平成 37 年度（2025 年度）に 25%削減

長期 平成 42 年度（2030 年度）に **40%削減** します。

## 第5章 取組内容

### 5-1 取組の基本方針

大口市では、温室効果ガス排出量を削減していくために、職員の当事者意識を明確にするために、全職員共通に取り組む事項と、特に庁舎・施設管理所属職員が設備の維持管理や公共施設の統廃合において取り組む事項に分類し、取組内容を示します。

### 5-2 具体的な取組内容

#### （1）職員共通の取組

第2次計画では、職員一人ひとりの環境配慮意識の向上が重要であるため、次に示す日常業務に関する取組を励行します。

表-7 日常業務に関する取組(1/2)

分類	具体的な取組内容
電気の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓側など消灯が可能な場所においては、日中はできるだけ自然光を取り入れ、不要な照明を消します。</li> <li>・ 使用していないOA機器は節電モードの活用又は電源を切ります。</li> <li>・ 退庁時は、OA機器の主電源を切ります。</li> <li>・ 最終退庁者は、照明及びOA機器等のスイッチオフを確認します。</li> <li>・ 電気機器を長時間使用しないときは、コンセントを抜きます。</li> <li>・ 湯沸かし後の保温は魔法瓶等を活用する等、多電力消費機器の使用を控えます。</li> <li>・ 庁内LANの活用により周辺機器の共有化を図ります。</li> <li>・ 利用の少ない時間帯において、エレベーターを一部停止します。</li> <li>・ 節電と健康のため、職員は階段の利用に努め、エレベーターは体調不良・荷物の積み降ろしのための利用とします。</li> </ul>
物品購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画的な物品等の購入をし、包装の簡素化を依頼します。</li> <li>・ 使い捨て商品の購入・使用を抑制し、詰め替え商品の購入・使用を促進します。</li> <li>・ 再生紙が使用されている製品を選択します。（ノート・付箋紙等）</li> <li>・ 再生できる製品、エコマーク等のついた製品を選択します。</li> <li>・ 電気製品を購入・更新する際は、適正規模のものを選択し、エネルギー消費効率の高い製品を選択します。</li> <li>・ エネルギー消費の少ない自動販売機へ更新します。</li> </ul>

表-7 日常業務に関する取組(2/2)

分類	具体的な取組内容
用紙類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙配合率の高い製品を選択します。(コピー用紙等)</li> <li>・印刷物の発注時には再生紙を指定します。</li> <li>・ファックス送信票を省略する、両面コピーを徹底する等、使用する用紙を最小限にします。</li> <li>・ミスコピーを減らすように努め、ミスコピー用紙は裏紙として活用します。</li> <li>・用紙の再資源化を徹底します。</li> <li>・各種資料は庁内 LAN の活用、パソコン・プロジェクターの使用等により用紙使用量の削減に努めます。</li> <li>・会議資料などの部分修正は、差替えではなく、見え消しや言葉で修正します。</li> <li>・事前配布資料は、再配布を自粛します。</li> <li>・会議などにおいては、封筒を使用しません。</li> <li>・印刷物の残数把握をして印刷部数を減らします。</li> <li>・資料の A4 判化など規格の統一化を図ります。</li> </ul>
公用車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車は、合理的な走行ルートを選択、不要な積載物は載せない等、環境負荷の少ない経済運転を徹底します。</li> <li>・業務等で同一方向に移動する場合は、相乗りなどにより公用車の効率的利用を図ります。</li> <li>・近くへの移動は、徒歩・自転車の利用を心掛けます。</li> <li>・電気自動車やハイブリッド車等、クリーンエネルギー自動車や低燃費車の導入を推進します。</li> </ul>
資源化・リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内で情報交換を図り、使わない物品の再利用に努め、ごみの排出を抑制します。</li> <li>・割り箸・紙コップ等の使用を自粛します。</li> <li>・物品等の再利用を行います。(事務用品、容器・包装等)</li> <li>・ごみの分別を徹底し、資源化を促進します。</li> <li>・古紙や裏紙の回収用ボックスを設けます。</li> </ul>
水利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗面、歯磨き、食器・器具の洗浄や洗濯などをするときにはこまめに水を止めます。</li> <li>・利用者に節水への協力を促進するため、水回りに節水啓発の表示を行います。</li> <li>・公用車の洗車時は、バケツなどを利用して、節水に努めます。</li> <li>・月に1度はメーターを確認して漏水の有無を確認します。</li> <li>・水を使用する機器を購入・更新する際には節水型の製品を選びます。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・COOL CHOICE を意識し、啓発や環境イベント等に積極的に参加します。</li> <li>・クールビズ、ウォームビズを推進します。</li> <li>・6月21日夏至の日にブラックイルミネーション、7月7日七夕の日のクールアース・デー、その他環境省が唱える一斉消灯に協力します。</li> <li>・消灯時には庁内放送し、取組の啓発及び来庁者へのPRを図ります。</li> </ul>

## （２）庁舎・施設管理所属職員等の取組

庁舎や施設の設備機器の更新の際に、COOL CHOICE を意識し、温室効果ガス排出量の少ない設備機器に買い換えるだけでなく、当該設備機器の運用改善、運転制御や補修・改修工事の際の工夫でも、効果を得られるよう庁舎・施設管理職員等は次の取組を推進します。

表-8 庁舎・施設管理所属職員等の取組

分類	具体的な取組内容	
庁舎等の 保守・管理	公用車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイヤ空気圧点検、運転日報の記録等の車両整備・管理を適切に行います。</li> <li>・電気自動車やハイブリッド車など、低公害車への切り替えを促進します。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等の長寿命化を図るようにします。</li> <li>・各施設の電気、燃料及び水道等の使用量を定期的にチェックします。</li> <li>・エアコンのフィルタ等を定期的に点検・清掃し、性能が低下しないよう努めます。</li> <li>・利用頻度の少ない照明器具は電球の間引きをします。</li> <li>・利用の少ない時間帯において、エレベーターを一部停止します。</li> </ul>
庁舎等の設 備・機器の運 用改善	設備・機器等 の購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気自動車やハイブリッド車等、クリーンエネルギー自動車や低燃費車の導入を推進します。</li> <li>・省エネタイプの照明器具、省資源設備など環境負荷の少ない機器の導入を推進します。</li> <li>・ヒートポンプなどエネルギー効率の高い設備の導入を推進します。</li> <li>・用途に見合った適正規模の機器を選択します。</li> <li>・蛇口には、節水コマの取り付けなど節水機能を備える。</li> <li>・公共施設に遮熱フィルムの貼付を推進します。</li> <li>・変圧器の老朽化に伴い損失の少ない機器に更新を推進します。</li> <li>・人感センサーの導入を推進します。</li> <li>・建物の規模等に適した高効率空調システムへの更新を推進します。</li> </ul>
	施設の改修、 更新等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断熱性能の高い材料を使用します。</li> <li>・環境負荷の低い材料の使用に努めます。</li> <li>・公共施設の改修・建設等、その他公共事業においては、環境配慮型建設機械を導入する等、環境負荷の低減に努めます。</li> <li>・公共施設の周辺の緑化、壁面緑化（緑のカーテン）・屋上緑化を推進します。</li> <li>・南～西側の窓は遮光効果の高い窓に更新を推進します。</li> <li>・エネルギー管理システム（BEMS）の導入を推進します。</li> <li>・建物の老朽化に伴い適切な規模・要件の熱源や給湯システムに更新を推進します。</li> </ul>
庁舎等の設 備・機器の導 入、更新	燃料の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷暖房時の室温管理を徹底します。</li> <li>・ブラインド、カーテン、遮熱・遮光フィルム等の適切な使用により冷暖房負荷を軽減します。</li> </ul>
再生可能エ ネルギー	再生可能エ ネルギーの 導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光などの新エネルギー導入を推進します。</li> </ul>



## 第6章 事務事業編の進捗管理の仕組み

### 6-1 推進体制

第2次計画は、庁内の全ての部署が連携して取り組む必要があります。推進体制は図-4に、各主体別の役割を表-9に示すとおりとし、事務局を中心に庁内の全ての部署が実施し、その取組状況については外部審査委員による第三者のチェック機能を持たせた実行体制とします。

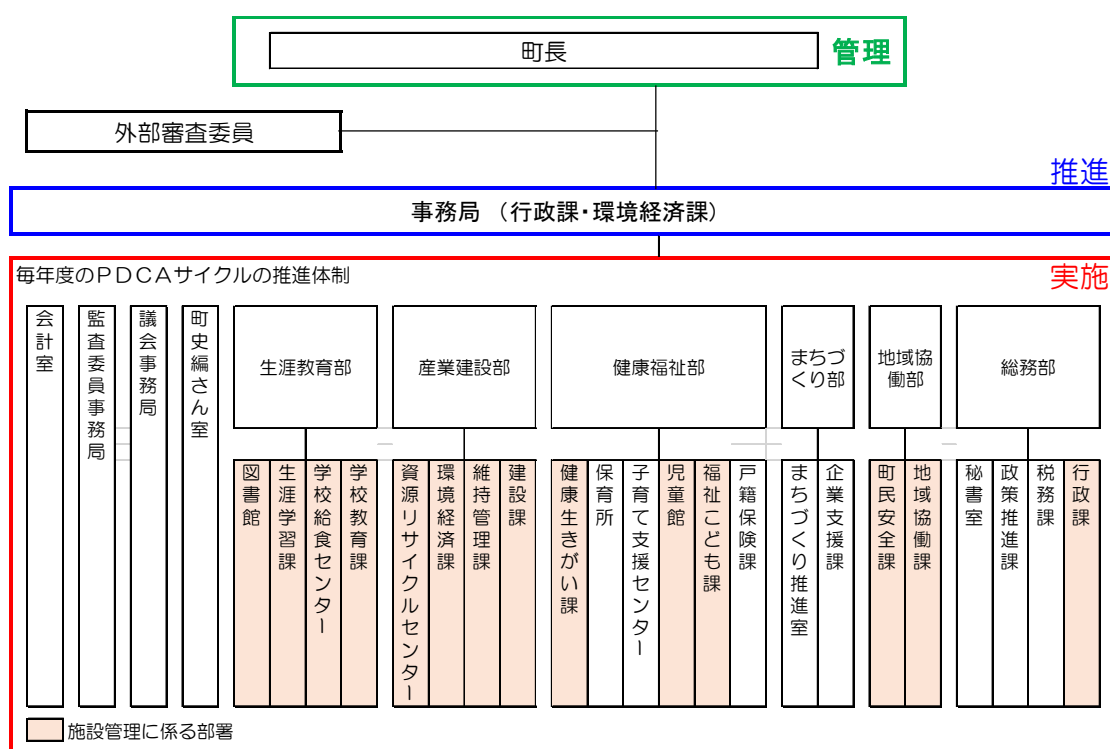


図-4 第2次計画の推進体制

表-9 各主体とその主な役割

各主体	主な役割
町長	第2次計画の管理・総指揮をとります。
外部審査委員	第2次計画の実施状況の毎年のモニタリング結果のチェック・評価を行い、町長に報告します。
事務局	事務局は、庁内の職員へ計画の内容や具体的な取組内容について周知と推進を図るとともに、定期的の実施状況を把握し、とりまとめ、町長に報告します。
各部署	各部署で、地球温暖化対策の具体的な取組みを推進し、定期的の実施状況を事務局に報告します。

## 6-2 点検・評価・見直し方法

第2次計画で定めた取組を着実に実施し、実効性の高い計画としていくために、進行管理は図-5に示すPLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（点検）、ACTION（見直し）のPDCAサイクルに基づき、実施していきます。

### （1）点検・評価・見直しの実施

庁内の取組状況について、毎年度の温室効果ガス排出量の把握を行い、第2次計画の取組内容の点検し、効果の把握に努めます。温室効果ガス排出量及び取組の実施状況などは、外部審査委員に報告し、取組みの見直し等について協議を行います。

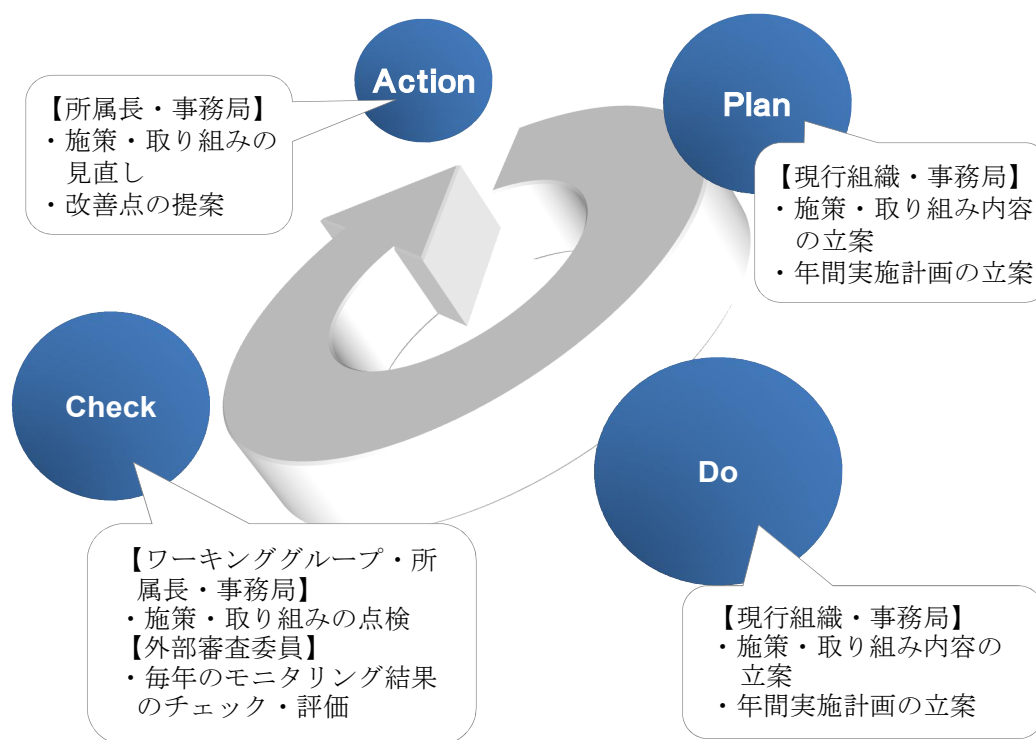


図-5 PDCA サイクル

（２）年間の実施計画

実行計画（事務事業編）の実施は、1年単位でエネルギー使用量の状況把握や取り組み状況の把握を行い、評価及び見直しを実施し、外部審査委員による第三者チェックを受けることとします。

また、職員の異動等に対応するため、毎年実行計画（事務事業編）の内容に係る研修会を実施する等、カーボン・マネジメントの強化のための取組を行います。これらの取組の実施スケジュール及び各主体の役割分担を表-10に示します。

表-10 実施スケジュール及び役割分担

実施項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	事務局	所属長	全職員	グループ（ウーキング）	施策推進会議	外部審査委員
Plan （計画）	省エネ対策の策定													○	○		○		
Do （実行）	取り組みの実施															○			
	取り組みの推進													○	○		○		
	職員研修等													○		○			
Check （点検）	エネルギー使用量の確認													○	○				
	取り組みの点検													○	○				○
	取りまとめ	前年度分						前期分						○	○		○		
	評価													○	○		○		○
Action （見直し）	計画の見直し改善													○	○		○		
	公表													○					

（３）中長期的な計画の点検・評価及び見直し

実施した取組の効果を検証し、必要に応じて計画を見直すなど、PDCAサイクルを基本に、5年ごとの計画見直しを予定します。また、計画を取り巻く情勢が大きく変化した場合については、必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととします。

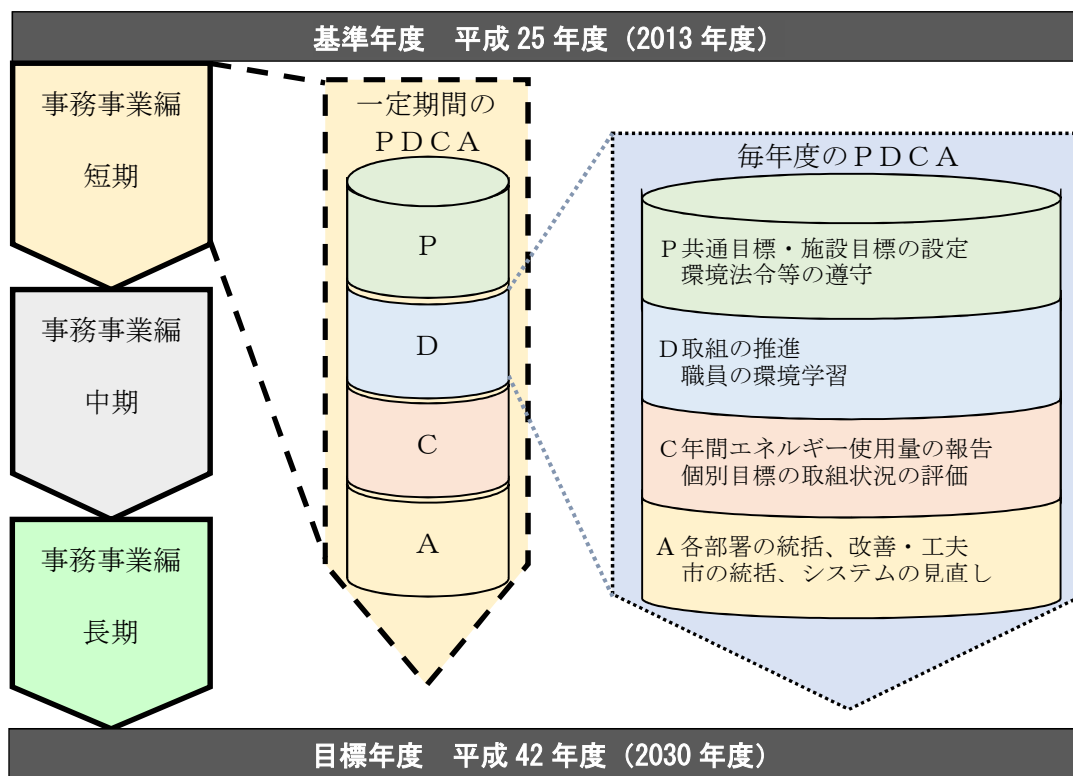


図-6 目標年度までの多層的な PDCA サイクル

### 6-3 公表の体制及び手続方法

点検・評価結果については、庁内の各部署に職員向けポータルサイトなどで周知するほか、町の広報やホームページ等を通じ、町内の町民・事業者の模範となるよう、広く公表します。そのほか、町や愛知県の実行計画に関する取組を広く紹介するなどして、周辺への波及効果に資することとします。

以上